## 「代理店の設置等に関する基本要領」中一部改正

- 5. (1) を横線のとおり改める。
- (1) 代理店、歳入代理店、歳入復代理店もしくは歳入復々代理店の事務の取扱いを希望する金融機関、歳入金等の受入れの事務を復託することを希望する金融機関または歳入復代理店が行っている歳入金等の受入れの事務をさらに復託することを希望する金融機関が次の条件を満たす場合には、当該金融機関の経営の内容に問題がないものと判断する。
  - イ、当該金融機関がすでに初回の決算(中間決算を含む。以下イ、において同じ。)を行っている場合は、直前の決算期末において、次の(イ)から(ハ)までに掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。
    - (イ) 株式会社商工組合中央金庫および外国銀行を除く金融機関
      - a. 自己資本の充実
      - (a) 略(不変)
      - (b) 略(不変)
      - (c) 当該金融機関が外国連結親会社(当該金融機関を連結子会社とする外国法人であって、その母国において「バーゼル III:より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」(2010年12月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル III」という。)、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(1988年7月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル I」という。)または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化:改訂された枠組」(2004年6月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼルII」という。)に基づき定められた規制の適用を受けるものをいう。以下同じ。)を有する場合において、当該外国連結親会社につき、

その母国においてバーゼル III に基づき定められた規制の適用を受けるときは、(a) および(b) に加え、当該規制により算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上であること。また、母国の法令により資本バッファー規制が適用される場合には、資本バッファー比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

- (d) 当該金融機関が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国においてバーゼル I またはバーゼル II に基づき定められた規制の適用を受けるときは、(a) および(b) に加え、当該外国連結親会社が現に適用を受ける規制により算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、8%以上であること。
  - (e-e) (a) およびから (b-c) までにおいて、資本バッファー比率が法令 (外国連結親会社にあっては、その母国の法令) により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(a) または、(b) または(c) に定める資本バッファーの要件を満たすものとみなす。

## (df) 略(不変)

- (-e-g) 当該金融機関の経営の内容(直前の決算期末以降の状況変化を含む。)に照らして、(a) から (-d-f) までに定める自己資本に関する基準の維持が困難と認められるなど、信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。
- b. 流動性に係る健全性

(d) 当該金融機関が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、(b) および(c) に加え、当該外国連結親会社に関する流動性カバレッジ比率が、母国の法令により定めら

れた水準を満たすこと。

(de) (b) およびから (ed) までにおいて、流動性カバレッジ比率が法令 (外国連結親会社にあっては、その母国の法令) により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(b) または、(c) または (d) に定める要件を満たすものとみなす。

## (口) 略(不変)

- (ハ) 外国銀行
  - a. 自己資本の充実
  - (a) その母国において「バーゼル III:より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」(2010年12月バーゼル銀行監督委員会)に基づき定められた規制の適用を受ける先については、当該規制により算出された自己資本比率が、普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上であること。また、母国の法令により資本バッファー規制が適用される場合には、資本バッファー比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。
- (b) (a) において、資本バッファー比率が母国の法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(a) に定める資本バッファーの要件を満たすものとみなす。
- (e-b) その母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(1988年7月バーゼル銀行監督委員会)バーゼルI または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化:改訂された枠組」(2004年6月バーゼル銀行監督委員会)バーゼルII に基づき定められた規制の適用を受ける先については、当該外国銀行が現に適用を受ける規制により算出された自己資本比率が8%以上であること。
- $(-d_c)$  (a) または  $(-e_b)$  の規制の適用を受けない先については、銀行法に準じて算出される当該外国銀行にかかる自己資本比率が、

普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上 および総自己資本比率8%以上であること。また、銀行法に準じて 算出される資本バッファー比率が、銀行法により定められた水準を 満たすこと。

- (d) 当該外国銀行が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国においてバーゼル III に基づき定められた規制の適用を受けるときは、(a)、(b) または(c) に加え、当該規制により算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上であること。また、母国の法令により資本バッファー規制が適用される場合には、資本バッファー比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。
- (e) 当該外国銀行が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国においてバーゼルIまたはバーゼルII に基づき定められた規制の適用を受けるときは、(a)、(b)または(c)に加え、当該外国連結親会社が現に適用を受ける規制により算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、8%以上であること。
- (ef) (da) 、(c) および(d) において、資本バッファー比率 が銀行法法令((a) および(d) にあっては母国の法令をいい、 (c) にあっては銀行法をいう。) により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(da) 、(c) または(d) に定める資本バッファーの要件を満たすものとみなす。
- $(f_g)$  当該金融機関外国銀行の経営の内容(直前の決算期末以降の状況変化を含む。)に照らして、(a)から( $e_f$ )までに定める自己資本に関する基準の維持が困難と認められるなど、信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。
- b. 流動性に係る健全性
- <u>(a) 当該外国銀行につき、</u>流動性リスク管理が適切でないと認められ

る特段の事情がないこと。

- (b) 母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合に は、流動性カバレッジ比率が、母国の法令により定められた水準を 満たすこと。
- (c) 当該外国銀行が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、(b) に加え、当該外国連結親会社に関する流動性カバレッジ比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。
- (d) (b) および (c) において、流動性カバレッジ比率が母国の法 令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を 満たすよう着実に改善すると認められるときは、(b) または (c) に定める要件を満たすものとみなす。
- ロ、当該金融機関が初回の決算(中間決算を含む。)を行っていない場合は、次の(イ)および(ロ)に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。
- (イ) 外国銀行を除く金融機関
  - a. 自己資本の充実
  - (a) 国際統一基準の適用を受ける先または国内基準の適用を受ける先については、当該先が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。) 期末の連結および単体自己資本比率(当該先の親会社が銀行持株会社である場合または当該先が外国連結親会社を有する場合には、当該銀行持株会社または当該外国連結親会社における連結自己資本比率を含む。) の見込み計数および法令により資本バッファー規制が適用される場合における資本バッファー比率(当該先の親会社が銀行持株会社である場合または当該先が外国連結親会社を有する場合には、当該銀行持株会社または当該外国連結親会社に関する資本バッファー比率を含む。) の見込み計数が、イ、(イ) a. の基準を満たすこと。
  - (b) 略(不変)

- (c) 略(不変)
- b. 流動性に係る健全性
- (a) 略 (不変)
- (b) 法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、当該金融機関が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の流動性カバレッジ比率(当該金融機関の親会社が銀行持株会社である場合または当該金融機関が外国連結親会社を有する場合には、当該銀行持株会社または当該外国連結親会社に関する流動性カバレッジ比率を含む。)の見込み計数が、イ、(イ) b. の基準を満たすこと。

## (口) 外国銀行

- a. 自己資本の充実
- (a) 当該外国銀行が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。) 期末の自己資本比率の見込み計数および資本バッファー比率(当該外国銀行がイ、(ハ) a. (<u>e-b</u>) に該当する場合を除く。) の見込み計数が、イ、(ハ) a. の基準を満たすこと。
- (b) 略(不変)
- b. 流動性に係る健全性
- (a) 当該外国銀行につき、流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。
- (b) 母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合に は、当該外国銀行が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限 る。) 期末の流動性カバレッジ比率(当該外国銀行が外国連結親会 社を有する場合には、当該外国連結親会社に関する流動性カバレッ ジ比率を含む。) の見込み計数が、イ、(ハ) b. の基準を満たす こと。